

規格文書名 : SGEC ガイド文書 4-2 SGEC 特定プロジェクトの COC の実行について (ガイド)

内容 本文のみ

規格文書名 : SGEC ガイド文書 4-2 SGEC 特定プロジェクトの COC の実行について (ガイド)

制定者 : 一般社団法人 緑の循環認証会議 理事会

制定年月日 : 2021 年 3 月 30 日

改正年月日 : 2022 年 3 月 29 日

施行年月日 : 2021 年 6 月 1 日

移行期限 : 2023 年 8 月 14 日

レビュー期限 : 2026 年 3 月 29 日以前

SGEC 規格の公式言語 : 日本語

SGEC 規準文書の公表に関する規定 (SGEC 規準文書 1 の 7.2 規格の公表と入手可能性) に基づく表示

1 緑の循環認証会議への連絡先等

組織 : 一般社団法人 緑の循環認証会議 (略称: SGEC/PEFC-J)
住所 : 〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F
電話・FAX : Tel +81-東京 3-6273-3358 Fax +81-3-6273-3368
E-Mail : info@sgec-pefcj.jp URL : <https://www.sgec-pefcj.jp>

2 文書名、公式言語、理事会承認及び発行、施行、移行、レビュー開始年月日

文書名などは表紙に記載した。「次回レビュー開始時期」と「公用語は日本語」に関し補足説明した。

2-1 次回レビュー開始期限 ;

—初版では一括記載 ;

規準文書 1 2021 初版 SGEC 認証制度の管理運営>8. 規格の定期的レビュー→ 8.1. 総論 「規格は、5 年を超えない間隔をもってレビューされなければならない。」

—第 2 版では個別文書ごとにも記載 :

各個別文書の附則に追加 : 「次回レビュー開始は 2026 年 2 月 29 日以前とする。」

(注記 : PEFC 規格への 2 条件の 1 つへの対応 : 第 2 版各文書末尾の附則に記載)

2-2 「SGEC 規格の公式言語 : 日本語」について。

SGEC 規格 (規準、ガイド) の公式言語は、日本語。

(注 : 文書 2 (持続可能な森林経営-要求事項) には「公式言語は日本語」と記述。)

なお、SGEC 規格は PEFC 規格に準拠しており、PEFC 規格への適合性が PEFC により確認されている。

SGEC は、PEFC (The Programme for the Endorsement of Forest Certification (PEFC))

に加盟し、PEFC 国際部との契約に基づき日本国内の PEFC 業務の一部に実施委任を受けている。

PEFC 規格の公式言語は英語で、SGEC の PEFC 規格の和訳版は仮訳です。PEFC 規格に関連する SGEC 規格及び PEFC 規格の仮訳の解釈に疑義がある場合は、PEFC 規格 (英文) を参照しなければならない。

3 文書の公開

文書は、SGEC の web-site:<https://www.sgec-pefcj.jp> から自由に閲覧でき、内容を変更せずに複製、印刷、配布することができる。

ただし、登録商標 (SGEC 及び PEFC の登録したロゴ及びイニシャル) については、「SGEC 規準文書 6 商標使用規則 -要求事項」による必要がある。

SGEC ガイド文書 4-2 SGEC 特定プロジェクトの COC の実行について (ガイド)

SGECガイド文書4-2

理事会 2021

2021.3.30

SGEC 特定プロジェクトの COC の実行について (ガイド)

1. 序文

本ガイドは、PEFC GD 2001:2014「林製品の COC-使用ガイド」の付属文書 1：特定のプロジェクトに関わる PEFC-COC の実行に関するガイダンス」に準拠して策定したもので、SGEC 認証材・製品を使用する特定されたプロジェクトの COC 認証についてガイダンスを提供する。

本ガイドは、認証原材料を使用する特定されたプロジェクトに関連して本 COC 規格 (SGEC 規準文書 4) の要求事項を実行するためのガイダンスを提供する。本ガイドは、本 COC 規格 (SGEC 規準文書 4 で定める規格) に関連する規準部分を補完してガイダンスを提供するものであり、本 COC 規格と一体的に活用するべきである。

SGEC-COC は、通常、COC 認証を受けた組織(企業等)が担う COC プロセスを通じて森林から生産された木材について検証可能な情報を提供している。本ガイドにおいては、COC プロセスを担う仕組みとして、プロジェクト・レベルの COC 認証を位置づけ、その実行に関するガイダンスを提供する。

プロジェクト・レベルにおける SGEC-COC の実行と認証は、継続的な認証製品の生産又は商取引とに関連する認証主張という一般的な COC 認証の機能・特性に対して、むしろ時間及び場所が特定されたプロジェクトについてその主張の有効性に確証を与える点に特徴がある。

2. 用語の定義

SGEC 規準文書 4「SGEC 森林及び森林外樹木製品の COC-要求事項」の関連定義及び下記の定義が適用する。

2.1 管理主体

管理主体とは、特定のプロジェクトの総合的な管理統制を行う組織とする。

2.2 プロジェクト

プロジェクトとは、明確に定義された有形の製品、機能的なユニットを形成する製品の 1 部分、又は機能上の 1 ユニットの形成する関連製品グループで、特定の一拠点 (サイト) で製造及び/あるいは組み立てられたものである。(例外としては、一つの拠点で建造し、他の場所で艀装される船舶など統合された一連の拠点群がある)

注意書 1 : このガイド文書で使用される「プロジェクト」という用語は SGEC 規準文書 4 で使用される「製品グループ」と同義である。

注意書 2 : プロジェクトの例としては、船舶、新スタジアムまたは事務所ビルの建設、又は、そうした船や建物などの改造などがある。

2.3 プロジェクト・メンバー

2.3.1 プロジェクト・メンバーとは、特定のプロジェクトのための原材料や製品の調達または据付けに関わる組織とする。この場合、当該プロジェクトの拠点や拠点群以外の場所における製品・建造物の製作・建造に関与する組織は含まない。

注意書 1 : 管理主体とプロジェクト・メンバーの間で、当該 COC の運用に関する覚書等の締結を行うこととする。

注意書 2 : 管理主体はプロジェクト・メンバーの名簿を作成し、変更のある場合は更新し、常に最新のものを持保持しなければならない。

3. プロジェクトの COC 認証の実施

3.1 CoC 方式の適用

3.1.1 プロジェクト COC は、プロジェクト全体に投入された認証原材料によって認証率が決められるパーセンテージ方式に基づくものとし、そのプロジェクトに投入された認証原材料の割合によって算出される単一の認証率とする。なお、いかなるプロジェクトも、様々な認証率の様々な供給者を伴うものであることから、物理的分離方式は適用できない。

3.2 パーセンテージ方式

3.2.1 プロジェクト

3.2.1.1 本ガイドは、COC 規格が特定のプロジェクトの製品グループに関して実行されることを求める。特定のプロジェクトの COC プロセスの生産に投入された原材料について、

認証率の計算に使用された (a) 認証、(b) 中立、(c) 管理材毎に確認・数量化を行う。

3.2.1.2 プロジェクトは下記に限定される。

- (a) COC の対象となる製品、部分、又は製品群
- (b) 該当のプロジェクトが製造される又は組み立てられる単一のサイト
- (c) 該当のプロジェクトが製造される又は組み立てられる期間

3.2.1.3 プロジェクトとは、プロジェクト COC 主張がなされる対象である製品、建築、又はその部分である。その例が下に示される。

プロジェクトの対象範囲	COC 主張
・造物全体、例) 補助材を含むスタジアム	・このスタジアム建築 (補助材を含む) に使用される木材の x % は SGEC 認証材です。
家屋建造プロジェクト「abc」の屋根部分	・家屋建築プロジェクト「abc」の屋根部分に使用された木材の x % は SGEC 認証材です。
・船舶「xyz 丸」の再建	・船舶「xyz 丸」の再建に使用された木材の x % は SGEC 認証材です。

3.2.1.4 プロジェクトは複数の製品 (例: 建物群) を対象範囲とすることができるが、そのような場合は、それらすべてで単一の機能的ユニットが形成される。

3.2.1.5 主張期間は、プロジェクトが製造又は組み立てられる期間に相当する。

3.3 原材料カテゴリーの確認

3.3.1 管理主体は、当該プロジェクトのために管理主体が直接調達した資材・製品及びその他のプロジェクト・メンバーが調達した資材・製品について、当該原材料が、「認証」、「中立」又は「管理材」の何れかに該当すること、及びその由来について確実に確認・検証されることに関する責任を負う。

3.3.2 入荷ごとに行うカテゴリー確認の対象となるのは、供給者、入荷日、入荷量 (又は重量) 及び認証原材料の認証率を含む正式主張である。

3.3.3 認証原材料の各供給者の確認には、認証原材料の供給者基準を満たしていることを SGEC 森林管理認証書又は COC 認証書によって検証することも含まれる。

3.3.4 プロジェクト・メンバーは、管理主体に対して、当該プロジェクトへの投入資材・製品のすべてを確認するために必要な資材・製品の受け取りに関する検証可能な情報を提供する責任を負う。

3.4 認証率の計算

3.4.1 プロジェクトについて主張する認証率は、当該プロジェクトに投入された原材料を基に本規格 (SGEC 規準文書 4 の「6.3」) に基づき算出された単一の認証率とする。

3.4.2 認証率の算定は、その算定の対象範囲に含まれているすべての原材料について共通の単一の計算単位を基にしなければならない。プロジェクトに複雑多岐な製品が組み込まれている場合は、単一の計量単位の決定が困難となる場合がある。

管理主体が、正式な変換率や内部で決定する嵩や重量の共通の計量単位を見出すことが不可能であることを示した場合には、その計算は単一通貨の金額に基づくことができる。

注意書: 認証機関は、管理主体による通貨価値を使用した計算の決定の正当性を査定し、量、重量又はその他の適切で共通の条件が見出せない証拠の提示を要求する。

3.5 算出された認証率の生産品への振替

3.5.1 認証率は、平均パーセンテージ方式を使って生産品 (定められたプロジェクト) に振替られる。これは、算出された認証率がプロジェクト全体について適用・告知されるものであり、その構成部分について適用・告知されるものではない。

3.6 認証の表示 (主張の伝達を含む)

3.6.1 管理主体による認証原材料の単純パーセンテージの最終的な認証率の算定は、すべての原材料が調達・納品され、更に当該原材料について「認証」、「中立」、又は「管理材」としてそれぞれ確認され、プロジェクトが終了した段階で初めて行われる。

3.6.2 管理主体が、プロジェクトの企画段階で供給者との間で交わされる確約、仕様書、契約書等によって予定認証率を示すことができる場合は、プロジェクト終了前に予定認証

率を表示することができる。

この場合、企画段階における認証率と納入された原材料による最終計算との間の適合性は、管理主体の行う内部監査、及びそれに続く認証機関の審査によって検証される。

3.6.3 管理主体は、SGEC/PEFC ジャパンが発行する SGEC 商標ライセンスに基づいて SGEC 商標やラベルを使用することができる。

注意書 1: 特定のプロジェクトに関連する SGEC 商標使用は、SGEC 商標使用ライセンスを所有することが要求される。

注意書 2: 特定のプロジェクトに関連する SGEC 商標使用は、「製品上の商標使用（オンプロダクト使用）」と見なされ、認証原材料の含有率又は予想含有率が 70%を超える場合のみの使用となる。

3.6.4 企画段階における認証原材料の含有率の告知及び商標やラベル使用は、企画段階において計算された予想認証率の主張を使用しなければならない。

3.7 問題のある出处

3.7.1 管理主体は、管理主体又はプロジェクト・メンバーを通じて、当該プロジェクトに供給された原材料が「問題のある出处」からのものでないことを確実にするためデューデリジェンスシステム（DDS）を実行に関する責任を負う。

3.7.2 「問題のある出处」に由来する原材料のリスクを軽減するために、管理主体及びプロジェクト・メンバーは、本規格（SGEC 規準文書4）の付属書 1 の規定に基づき DDS を実行するために必要な情報を供給者から取得する責任を負う。

同付属書 1 に基づき SGEC 認証書を有する供給者によって「SGEC 管理材」主張が付された納入された原材料については、リスク評価は不要である。

3.7.3 管理主体は、管理主体又はプロジェクト・メンバーが直接納入した非認証製品のすべての供給品に関するリスクマネジメントを実行する責任を負う。

また、管理主体はリスクが「高」として分類された場合は、続く第三者または第三者検証プログラムを実行する。

管理主体は、プロジェクト・メンバーを通じて納入された供給品に関して第三者又は第三者検証プログラムを実行することを許す契約又はその他の同意をプロジェクト・メンバー

との間に締結するべきである。

4. マネジメントの責任

4.1 管理主体は、プロジェクト CoC の工程の正確な実行と維持を確実にするために、本規格(SGEC 規準文書 4)に基づきマネジメントシステムを構築することが求められる。

マネジメントシステムは、プロジェクト・メンバーによる行為もその対象範囲に含まれる。

表 SGEC 規準文書 4 (SGEC 森林及び森林外樹木製品の CoC-要求事項) の要求事項に関する責任範囲

責任	管理主体	プロジェクト・メンバー
6.3	CoC の工程 – パーセンテージ方式	
6.3.2	プロジェクトの定義 ／適用範囲	Yes No
4	供給された原材料カ テゴリの確認	Yes Yes(自社が扱う供給品に関して)
6.3.3	認証率の計算	Yes No
6.3.4	認証率の振替	Yes No
7	販売と情報の伝達 (使 用を含む)	Yes No
5	問題のある出处	Yes Yes
	リスク評価	Yes No
	第 2 者、第 3 者検証	Yes No
8	マネジメントシステムの要求事項	
8.2	管理責任	Yes No
8.3	文書化された手順	Yes No
8.4	記録の保持	Yes No (原材料の供給の記録を管理主体に対し 提供する)
8.5	資源の管理	Yes No
8.6	検査と統制	Yes No
8.7	苦情	Yes No
9	社会、保健、安全の要 求事項	Yes Yes

附則

施行日は 2021 年 6 月 1 日とする。

移行期限は 2023 年 8 月 14 日とする。

次回レビュー開始は 2026 年 3 月 29 日以前とする。

